

学校感染症罹患後および体調不良による欠席（早退）後の登校再開時の手続きについて

体調不良や学校感染症等のため欠席・早退後の登校再開時の手続き（変更事項あり）について、お知らせいたします。保健室の開室・閉室によって対応が異なりますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

	保健室開室時	保健室閉室時
本人・同居家族の体調不良のため欠席・早退した場合	<p>生徒本人が体調不良で欠席・早退した場合：症状が回復すれば登校が可能です。</p> <p>同居の家族に発熱や風邪の症状、強いだるさや息苦しさがある場合：登校を控えてください。同居家族の症状が回復すれば登校が可能です。</p> <p>登校再開時には、保健室へ登校してください。</p> <p>*保健室での健康確認の結果、直ちに帰宅となる場合もあります。</p> <p>【48時間ルール】 37.5℃以上の熱が出て欠席・早退した場合は、解熱薬を使用せず、解熱（37℃未満）した状態が48時間以上経過したことを確認してから登校してください。</p>	<p>登校再開時に保健室で健康確認を行う必要があるため、登校できません。</p>
学校感染症のため欠席・早退した場合	<p>登校再開時には、以下の書類を持参し保健室へ登校してください。</p> <p>・インフルエンザの場合：発症後5日経過かつ解熱後2日を経過しなければ登校できません。「インフルエンザ経過報告書」を持参して保健室へ登校してください。</p> <p>・インフルエンザ以外の学校感染症の場合： 「学校感染症登校許可証明書」を持参して保健室へ登校してください。</p> <p>*保健室での書類確認・健康確認の結果、直ちに帰宅となる場合もあります。</p> <p>*「インフルエンザ経過報告書」については、学校ホームページ「普通部生へのお知らせ・保健関連」によりダウンロードが可能です。</p> <p>「学校感染症登校許可証明書」は健康手帳の最終頁に入っています。</p>	<p>登校再開時には、以下の書類を持参し担当教員（担任、部会担当教員など）に書類を渡してください。</p> <p>・インフルエンザの場合：登校できません。 ただし、「学校感染症登校許可証明書」を持参した場合は登校可能です。担当教員のもとへ行ってください。「学校感染症登校許可証明書」を持参できない場合は（「インフルエンザ経過報告書」を持参して）保健室開室日に登校してください。</p> <p>・インフルエンザ以外の学校感染症の場合：「学校感染症登校許可証明書」を持参して担当教員のもとへ行ってください。</p> <p>*「学校感染症登校許可証明書」は健康手帳の最終頁に入っています。</p>
新型コロナウイルス感染症の罹患・濃厚接触者で欠席した場合	<p>登校再開時には、以下の書類を持参し保健室へ登校してください。</p> <p>①保護者による「新型コロナウイルス感染症の経過報告書」 ②体温・症状有無を記載した「健康管理表」</p> <p>*保健室での書類確認・健康確認の結果、直ちに帰宅となる場合もあります。</p> <p>*「新型コロナウイルス感染症の経過報告書」については、学校ホームページ「普通部生へのお知らせ・保健関連」によりダウンロードが可能です。</p>	<p>登校再開時に保健室で健康確認を行う必要があるため、登校できません。</p>

※冬季休業中の保健室開室日（8:30～17:00）：12/18（土）・12/20（月）・12/21（火）・12/23（木）・12/24（金）

1/6（木）・1/7（金）